### キャッシュレス・消費者還元事業における不当な取引の防止等に係る共同利用について

当社は、キャッシュレス・消費者還元事業(以下「本事業」といいます)における不当な取引※の防止等に関して、不当な取引を行われた場合又はそのおそれがある場合には、以下のとおり当該取引に関連する情報の共同利用を行います(2019年 10月1日開始)。

## 【共同して利用される個人データの項目】

- ◆d払い(ネット・バーコード決済)
- ・氏名
- ・カナ氏名
- 生年月日
- 携帯電話番号
- ・住所
- ・メールアドレス
- ・キャッシュレス決済に付与された番号または記号
- · 引落先銀行口座情報
- ・不当な取引を行った事実(不当な取引またはそのおそれのある取引を行った事実、決済手段、取引発生期間、取引件数、消費者還元合計額、取引の手法の概要その他不当な取引またはそのおそれのある取引に関する情報)
- ・不当な取引に係る調査等の内容および結果(調査の手法、調査日、ヒアリング結果、調査の結果取得した書面、電磁的記録その他不当な取引またはそのおそれのある取引に関して行った調査方法または調査結果に関する情報)

### ◆dカード・dカード mini

- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- 携帯電話番号
- ・住所
- ・メールアドレス
- ・キャッシュレス決済に付与された番号または記号
- · 引落先銀行口座情報
- ・不当な取引を行った事実(不当な取引またはそのおそれのある取引を行った事実、決済手段、取引発生期間、取引件数、消費者還元合計額、取引の手法の概要その他不当な取引またはそのおそれのある取引に関する情報)

・不当な取引に係る調査等の内容および結果(調査の手法、調査日、ヒアリング結果、調査の結果取得した書面、電磁的記録その他不当な取引またはそのおそれのある取引に関して行った調査方法または調査結果に関する情報)

## 【共同して利用される加盟店情報の項目】

- ◆d払い(ネット・バーコード決済)
- ・加盟店登録 ID
- ・社名(個人事業主にあっては屋号)
- · 代表者名
- · 代表者生年月日
- ・設立年月日
- ・当該社および不当な取引が行われた店舗の電話番号
- ・当該社および不当な取引が行われた店舗の住所
- ・振込先金融機関の口座番号
- ・不当な取引を行った事実(不当な取引またはそのおそれのある取引を行った事実、決済手段、取引発生期間、取引件数、消費者還元合計額、取引の手法の概要その他不当な取引またはそのおそれのある取引に関する情報)
- ・不当な取引に係る調査等の内容および結果(調査の手法、調査日、ヒアリング結果、調査の結果取得した書面、電磁的記録その他不当な取引またはそのおそれのある取引に関して行った調査方法または調査結果に関する情報)

# ◆dカード・dカード mini

加盟店情報の共同利用は行いません。

### 【共同して利用する者の範囲】

一般社団法人キャッシュレス推進協議会(補助金事務局)および登録決済事業者

登録決済事業者については、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が運営する以下の web サイトに掲載されています。

https://cashless.go.jp/

### 【利用する者の利用目的】

- ①本事業における不当な取引と疑われる取引について、不当な取引に該当するか否かを 判断するため
- ②発生した不当な取引から、さらなる不当な取引の発生を防止するため

【当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称】

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

(住 所:〒105-0004 東京都港区新橋 2-11-10 HULIC&New SHINBASHI 9 階

電話番号:03-6868-8896)

- ※ 本事業における不当な取引とは以下のものをいいます。
- 一 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本 事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 二 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 三 商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

四 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

五 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金も しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己ま たは他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

六 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における 消費者還元に基づく利益を得させること

七 一般社団法人キャッシュレス推進協議会が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引